

序文：日本における税務データを用いた近年の研究動向と今後の展望

北村 行伸^{*1}

I. はじめに

本特集号は「行政データを用いた経済分析—輸出入申告・税務データ共同研究」と題し、財務省が実施する輸出入申告データを活用した共同研究及び国税庁が実施する国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究（以下、税務データを用いた共同研究）の成果をまとめたものである。一般的に、このような特集号のテーマは、研究分野ごとに設定されることが多く、単にそのツールともいえる行政データ

そのものに焦点を当てた本号は斬新な試みといえる。そこで、本特集号のうち税務データを用いた論文に関する序文として「国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関する有識者会議（以下、税務データを用いた共同研究有識者会議）」の発足当初から座長を務めている立場から、日本における税務データを用いた近年の動きと今後の展望について述べさせていただきたい。

II. 日本学術会議における提言

公的統計の学術利用については、特に経済学では、従前から公的統計の個票データを用いた実証分析が盛んに行われてきた。サンプルサイズに関しても、例えば「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」（総務省統計局）は、令和6年全国国家計構造調査の標本数は約90,000世帯、平成26年全国消費実態調査は同56,400世帯であり、統計の処理をすれば十分有用なデータといえる。しかし、新しい情報技術や分析手段が登場し、より大規模なデータを分析できる環境が広がりを見せる中で、行政記録情報とし

て蓄積された数千万・数億レベルのデータの利用は、学界としても要望が非常に強まってきているのは事実である。さらに言えば、公的統計の調査自体が、少子高齢化や働き方の多様化などの影響で、実施することが困難な状況にある中で、行政記録情報を補完的に用いて政策分析を行うという流れが、スカンジナビア諸国などで見られることにも誘発されてきた。

近年においてこれらの議論の内容が明瞭に整理されているのは、筆者自身も幹事として参加した、日本学術会議経済学委員会数量的経済・

^{*1} 国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関する有識者会議座長、財務総合政策研究所特別研究官、立正大学学長

政策分析分科会での議論である。この議論の内容や結果は、「行政記録情報の活用に向けて」という提言としてまとめ、日本学術会議のWEBサイトにおいて令和2年9月18日に公表している。以下、その提言内容を簡潔に紹介する。

提言は、（1）行政記録情報の整備の加速、（2）経済学・政策評価分野の研究との連携、（3）「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定に関するガイドラインの整備及び（4）統計調査との連携、の4項目について行われた。このうち、（1）では、「税務関連の行政記録情報は最優先で整備されるべきであり、税務関連情報を所管する国税庁長官官房および総務省自治税務局と連携しての対応を期待する。」と言及し、税務に関するデータを特に重視している。これは、すべての行政記録情報の開示を同時に進めることはできない中で、税務に関するデータは経済厚生に直結する所得に関する情報が入手可能であるためである。これにより、経済格差や再分配などの

状況把握や経済政策の効果計測等を実施し、日本の政策課題に関しデータに基づく議論を可能にし、EBPMの推進に寄与することが期待できる。

本提言と時期を同じくして税務に関するデータの利用について動きがあったのが、国税庁による「税務データを用いた共同研究」と、東京大学の川口大司教授を中心とする「EBPM推進のための自治体税務データ活用プロジェクト」である。後者は、基本的には自治体から税務データの提供を受け学術利用に活用するとともに自治体へ政策上有用な情報をフィードバックする仕組みであるが、前者については利用可能な税目を示したうえで共同研究者を公募する方式を採用しており、学者側から能動的に税務データの利用を求めることができる。すなわち、国税に関する一部税目ではあるものの、税務に関するデータの学術利用の門戸が開かれた、と評価できるものである。次節では、この税務データを用いた共同研究の活動状況を簡潔に紹介する。

Ⅲ．税務データを用いた共同研究の活動状況

税務データの利活用は、令和4年4月より開始された。令和3年11月より、概ね年に1回程度の共同研究の公募が実施され、税務データを用いた共同研究有識者会議における審査を経て、国税庁が決定した研究グループに、税務データの利活用が可能となる。令和6年末までには、計4回の公募がなされ、計8組の研究グループが採択されている。利用可能データは段階的に拡大しており、令和6年末時点では所得税・法人税・相続税及び消費税のどれか一つのみ選択できる。ただし、各税目ともに国税庁が指定する帳票データのみで、全帳票の行政記録情報を利用できる訳ではない。

そのような制限がある中でも、令和4年4月の税務データ利活用開始以降、学界で徐々にその存在が認知されてきている。日本経済学会及

び日本財政学会では企画セッション・単独報告とも数多く実施され、International Institute of Public Finance等の海外の学会でも研究報告がなされている。研究成果としても、国税庁税務大学校や独立行政法人経済産業研究所においてディスカッション・ペーパーとして複数の論文が公表されている。学会での研究報告や論文を通じて学術会での税務データの存在や特性への理解が深まるにつれて、今後更に多くの研究グループが共同研究公募に参加することが期待できる。

共同研究の研究期間は原則として2年以内であるが、1回に限り1年以内の利用延長が可能とガイドラインでは規定されている。よって、令和4年4月に研究開始した第1期公募採択研究グループ、令和5年2月に研究開始した第2期公

募採択研究グループに関しては、利用延長を踏まえても期限が近づいてきている。そこで、本特集号では、こうした第1期及び第2期公募の研

究グループから、計5本の研究成果を掲載するに至った。次節では、各論文の要旨について紹介し、これらの論文の貢献についても論じたい。

IV. 本特集号の税務データ活用論文の紹介

まず、本特集号の税務データ活用論文である5つの研究成果の要旨を紹介する。

國枝繁樹「我が国における税務データに基づく分析の意義」は、税務データの学術利用についての意義や、国際的な学術利用の現状に関し、丁寧に記述している。そのうえで、高額所得者の所得分布であるパレート係数を推計し、日本では資本所得を中心に超高額所得者への所得集中が進んでいることを定量的に示した。

大野太郎・岡本慎吾・稲葉和洋「所得税における控除の負担軽減効果と再分配効果：税務データを用いた分析」では、負担軽減効果は高所得者ほど大きく、その要因は社会保険料控除等の収入逓増部分による効果が大きく、所得控除は所得再配分効果を弱める作用があることを定量的に評価した。

宮川大介・滝澤美帆・古屋達史「法人税申告データを使ったビジネスダイナミズムの測定」では、日本の法人に関する網羅的なデータを用いて参入・退出、退出に向かう企業のダイナミクスを意味する「死の影」、業種の集中度等を描写し、今後の更なる税務データの活用可能性を示した。

宇南山卓・佐野晋平・勇上和史・稲葉和洋「所得データとしての確定申告データ」は、確定申告件数・申告回数の丁寧な分析や、国民経済計

算（SNA）におけるマクロの財産所得と比較することで、現在共同研究で利用可能となっている所得税データの限界や補完の必要性について議論した。

土居丈朗・別所俊一郎・森克輝「法人税申告書の個票データを用いた欠損法人等に関する実態分析」では、法人の所得金額・欠損金額・法人税の分布について、詳細な集計表を作成している。そのうえで、資本金1億円以下の法人は欠損金額0円に集団が観察されることや、7年とも欠損法人である割合は36.5%である等、特に欠損金額について定量的に指摘した。

これらの5つの研究成果に共通していえる貢献は、今後の税務データを用いた学術研究の可能性を大きく広げたことである。税務データは過去に学者が学術分析に利用したことがないため、どのようなデータ特性があり、どのように処理すべきか、慎重かつ丁寧に検討しつつ進める必要がある。これらの論文それ自体の学術的貢献もさることながら、暗中模索の中で試行錯誤してデータ特性を明らかにしたこと、現状の共同研究で利用可能なデータをうまく活用する切り口等は、今後も拡大が想定される税務データを用いた共同研究やそれを用いた政策提言の礎となるものと評価できる。

V. おわりに

本特集号には、様々な切り口による税務デー

タを用いた共同研究が掲載されている。また、

それを用いた政策提言についても、興味深いものが多い。本特集号により、税務データを用いた共同研究や、データに基づく政策提言に、より興味・関心が広がることを期待したい。今後より発展させるうえでは、税務データに興味を持ち共同研究を望む研究者のために、採択件数、利用可能税目・帳票及び分析する場所等の環境について、更なる拡充が望まれる。更にいえば、そのような環境を涵養するような、様々な階層での官学人材交流も推進し、研究者目線と行政記録情報保有者目線の相互理解をより図ること

ができれば、今以上に充実した税務データを用いた研究やそれを用いた政策提言が進展すると考えられる。行政記録情報を用いた経済分析をテーマとした本特集号が、その第一歩となることを期待している。

最後に、このような特集号として刊行する機会を設けていただいた財務総合政策研究所及び関係者各位、また論文検討会議等で貴重なコメントを寄せていただいた参加者各位に、税務データを用いた共同研究有識者会議の立場としても、改めて深い謝意を示したい。